

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		不妊治療費助成の決定
根拠法令等及び条項		栃木市不妊治療費助成要綱第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市不妊治療費助成要綱第3条、第4条及び第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 令和 7年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市不妊治療費助成要綱抜粋 (助成対象者)</p> <p>第3条 不妊治療に要する費用の助成(以下「治療費助成」という。)の対象となる者は、不妊治療を受けた者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)(以下「対象夫婦」という。)で、次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 法律上の婚姻の届出をしていること(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合(以下「事実婚関係」という。))の対象夫婦を除く。)</p> <p>(2) 対象夫婦の双方又は一方が、医師による不妊治療を受けていること。</p> <p>(3) 対象夫婦の一方又は双方が本市に居住し、申請日の1年以上前から引き続き住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>(4) 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。</p> <p>(5) 他の市町村において、対象夫婦の一方が治療費助成を受けていないこと。</p> <p>(6) 第3号の要件に該当する対象夫婦の双方又は一方が市税を滞納していないこと。</p> <p>(7) 事実婚関係の対象夫婦にあつては、不妊治療により出生した子について認知を行うこと。</p> <p>(助成額等)</p> <p>第4条 治療費助成の額(以下「助成額」という。)は、次の各号に掲げる診療の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>(1) 保険診療(医療保険各法の規定により療養の給付がなされる治療をいう。以下同じ。)不妊治療に要する費用の自己負担額(以下「基準額」という。)に2分の1</p>	

を乗じて得た額

(2) 保険外診療（医療保険各法の規定による療養の給付の適用外となる治療をいう。以下同じ。） 基準額に相当する額

2 保険診療に係る不妊治療に要する費用に対して高額療養費、付加給付等が支給される場合は、当該支給額を控除した額を基準額とする。

3 国若しくは都道府県の制度又は医療保険各法の保険者が定める規約等で、不妊治療に要する費用に対し給付を行うこととしている場合は、当該給付金の額を控除した額を基準額とする。

4 助成額は、1回の申請につき次の各号に掲げる診療の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 保険診療 100,000円

(2) 保険外診療 200,000円

5 治療費助成の回数は、同一対象夫婦について一会計年度につき1回とし、子を1人もうけるための治療ごとに5回を限度とする。

(助成申請)

第5条 治療費助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊治療費助成申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、第1号イに掲げる書類については、その内容を確認した後、申請者に返還するものとする。

(1) 対象夫婦（事実婚関係の対象夫婦を除く。）が同一の世帯に属する場合 次に掲げる書類

ア 不妊治療費助成事業受診等証明書（別記様式第2号）

イ 不妊治療に要する費用に係る領収書

ウ 対象夫婦の双方が加入している医療保険の資格の確認ができる書類

エ 治療費助成の振込口座が確認できる書類

オ 高額療養費、付加給付等の支給を受けた場合にあっては、当該支給額が確認できる書類

カ 国若しくは都道府県又は医療保険各法の保険者から不妊治療に要する費用に対する給付を受けた場合にあっては、当該給付額が確認できる書類

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 対象夫婦（事実婚関係の対象夫婦を除く。）がそれぞれ別の世帯に属する場合 次に掲げる書類

ア 前号アからカまでに掲げる書類

イ 戸籍謄本等法律上婚姻の届出をしていることを証明する書類

ウ 本籍及び続柄が記載された住民票の写し

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 事実婚関係の対象夫婦の場合 次に掲げる書類

ア 第1号アからカまでに掲げる書類

イ 次のいずれかの書類

(7) 栃木市パートナーシップ宣誓証明書

(イ) とちぎパートナーシップ宣誓書の写し又はとちぎパートナーシップ宣誓書  
受領カード

(ウ) 戸籍謄本等法律上婚姻していないことを証明する書類及び前号ウに掲げる  
書類

ウ 事実婚関係（認知）に関する誓約書（別記様式第3号）

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 治療費助成の申請は、不妊治療が終了した日（不妊治療による妊娠の有無の確認を  
行った日をいう。）の属する年度の翌年度末日までに行うものとする。